

令和 7 年 第 7 回

印西市農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 1 5 日（火）

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第 7 号

令和 7 年第 7 回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 7 月 4 日

印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

- 1 期 日 令和 7 年 7 月 1 5 日（火）
- 2 時 間 午後 2 時
- 3 場 所 農業委員会会議室（庁舎別館 1 階）

令和7年第7回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年7月15日（火）午後2時

場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

招集者 印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

議 事 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会務の報告

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について

日程第 5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

日程第 8 諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

日程第 9 諮問第2号 地域計画変更（案）に対する意見について

日程第10 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分について

日程第11 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分について

日程第12 第2小委員会委員長からの報告について

出席委員（25名）

農業委員

1 番	大 久 保	優	2 番	石 井 光 一
4 番	五 十 嵐 義 弘	5 番	米 井 絹 恵	
6 番	武 藤 悟	7 番	岩 井 猛 和	
8 番	山 崎 幸 雄	9 番	森 田 文 雄	
10 番	伊 藤 英	11 番	篠 田 道 雄	

農地利用最適化推進委員

第1担当区域	石	橋	孝	雄	第1担当区域	小	川	幹	雄
第2担当区域	齋	藤	信	一	第2担当区域	湯	浅	静	夫
第3担当区域	宮	嶋		茂	第3担当区域	渡	邊	勝	久
第4担当区域	芝	倉	和	夫	第4担当区域	宮	内	弘	行
第5担当区域	笠	井	重	幸	第5担当区域	柴	海	祐	也
第5担当区域	中	村	夏	子	第6担当区域	河	村	錦	一
第6担当区域	塩	澤	幸	雄	第7担当区域	押	田	正	光
第7担当区域	富	岡	義	一					

欠席委員（1名）

3番 小 川 憲 通

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武	藤	克	則	係 長	颯	佐	学
係 長	内	藤	勝	弘				

◎開 会

(午後 2 時 0 3 分)

議 長 それでは、これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は10名、小川委員が欠席ということでございます。農地利用最適化推進委員は15名でございます。会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和7年第7回農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会に際し、傍聴の申出がありますから、どうぞ入ってもらって。

事務局 はい。ございます。

(傍聴者入場)

議 長 傍聴者に申し上げます。事前にお配りしている傍聴要領に従って傍聴されるようお願いいたします。

議 長 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、4番、五十嵐委員、5番、米井委員を指名いたします。

◎会務の報告

議 長 日程第2、会務の報告をお願いします。

武藤事務局長。

事務局長 それでは、令和7年第6回総会以降の会務の報告をいたします。

総会議案書の2枚目をお願いいたします。

6月13日金曜日、令和7年第6回農業委員会総会を本会議室で開催し、農地法に基づく審議を行いました。篠田会長ほか9名の農業委員及び14名の推進委員、事務局からは事務局長ほか2名の職員が出席しております。

次に、6月16日月曜日、定例常設審議委員会がプラザ菜の花で開催され、篠田会長が出席しております。篠田会長は、本会議において千葉県農業会議からの農地法第5条に係る権限

移譲市農業委員会会長諮問案件及び各農業委員会の諮問案件に対し、審査を行っております。

次に、6月26日木曜日、千葉県農業会議第121回通常総会がプラザ菜の花で開催され、篠田会長及び事務局長が出席しております。総会において、令和6年度事業報告並びに収入支出決算に関する議案等について審議を行っております。

同日、市町村農業委員会会長・事務局長会議が同会場で開催され、篠田会長及び事務局長が出席しております。農業委員会組織をめぐる情勢と当面の対応についての説明があり、その後、質疑、応答を行いました。

次に、7月2日水曜日、農業委員会に係る令和6年度一般会計決算審査が実施され、事務局長、内藤係長、颯佐係長が出席しました。

次に、7月4日金曜日、事前審査会が本会議室で開催され、第2小委員会、山崎委員長ほか4名の農業委員及び事務局からは事務局長ほか3名の職員が出席し、現地調査及び各案件の審査を行いました。審査案件は、農地法第3条申請3件、第4条申請1件、第4条計画変更申請1件、第5条申請15件、第5条許可取消願3件、工事完了報告2件、転用事実確認証明願2件でございます。

次に、7月11日金曜日、常設審議委員会現地調査が木更津市で開催され、篠田会長が出席しております。農地法第5条に伴う特定建築条件付売買予定地について、事業計画の概要、現地確認、地域への影響等について調査しております。

会務の報告については以上でございます。

議 長 これで日程第2の会務の報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第1号について説明】

事 務 局 以上3件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第1号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1 番、大久保委員。

大久保委員 1 番、大久保です。議案第 1 号 1 番について事前審査報告を行います。

資料の 1 ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、譲受人は学校教育法に基づいた学校法人であるため、園児の農業体験、食育のためという理由です。

続いて、資料 6 ページの営農計画書を御覧ください。

営農計画ですが、土地選定理由は、当法人の園庭と隣接しており園児が安全に移動ができ、かつ移動時間が不要であるということです。

また、年間作付は記載のとおりです。

さらに、学校法人における事業の概要は、次のページの営農計画どおりです。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、また、本案件は譲受人が学校教育法に基づいた学校法人で、農地法第 3 条の不許可の例外規定となります。教育、医療または社会福祉事業に係る事業の運営に必要な施設の用に供すると認められることに該当するため問題ないかと思います。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第 2 担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第 2 担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 ここにつきましては、もう既に、もう大分前から借りて園で事業を展開しているようですので、継続的なものだと思いますので、問題ないと思われます。

議 長 それでは、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第 1 号 1 番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございます。

議案第1号1番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第1号2番について、事前審査報告を行います。

資料の9ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由につきましては、新規就農のためでございます。

契約内容は売買ということです。売買金額は記載のとおりです。

続きまして、資料の12ページ、13ページを御覧ください。まず、営農計画ですが、土地選定理由は、自宅から徒歩1分の場所に位置し、30年借り続けてきて耕作しておりました。また、所有者が管理できないため、協議の上、購入することとなりました。

年間作付計画及び作付時期は、記載のとおりでございます。

その他通作距離、耕作の事業に必要な機械、労働力の技術の確保については記載のとおりです。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしまして、書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

以上です。

議長 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 特に問題ないと思います。

議長 長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ないと思います。

議長 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議長 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何かほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号2番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第1号2番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員 10番、伊藤です。議案第1号の3番について事前審査報告を行います。

資料の15ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請でございます。

申請理由は、農業経営の規模拡大のためです。

契約内容は、売買です。売買金額は、記載のとおりでございます。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、土地の選定理由、親類が所有する土地であり、同じ印西市内に居住していること。現在は耕うん管理だけで作付はしておりませんが、畑地にある樹木の枝等による日照もよくないので、枝、根の伐採切除を行いながら耕作をしていくということです。

年間作付計画は、作付時期3月から10月、作目は野菜ほか、ミョウガ、フキ等でございます。農作業従事日数は90日。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条2項に該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 自分のすぐ近所の案件なのですが、この譲渡人本人は消防署に長年勤めていて、体の不調でちょっと早めに退職して、そんな関係で農家もできないので、少しずつ自分なりに整理しているのかなと思いました。別に売買とか、そんなあれには問題ないと思いま

す。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ないと思います。

議 長 それでは、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号3番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号3番は、許可とすることに決定しました。

◎議案第2号、議案第3号

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について、日程第5、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請についてでございます。

【議案第2号について説明】

事 務 局 続きまして、4ページをお願いいたします。

【議案第3号について説明】

事 務 局 以上、4条、計画変更承認申請1件、4条、許可申請1件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号1番、議案第3号1番については関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第2号1番、議案第3号1番について関連がありますの

で、一括事前審査報告を行います。

資料の21ページを御覧ください。農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請でございます。

変更内容につきましては、議案第2号1番の申請地を含めて一体事業として長屋住宅用地に変更したい旨の申請です。

変更の理由につきましては、22ページの計画変更理由を御覧ください。別紙（計画変更理由）。このたび長屋住宅の建設を計画しましたが、申請土地の一部である当該地については、既に平成12年2月29日付で「店舗及び駐車場」用地として農地転用の許可を受けておりましたので、農地法第4条の許可申請と併せて計画変更を承認申請するものです。申請土地の一部である当該地には「店舗及び駐車場」用地として許可を受けてから2年ほど営業はしておりましたが、その後、近隣からの苦情等もあったため、当初の計画を取りやめ断念し、店舗などを撤去した上で、農地のまま管理している状況でした。本来であれば、転用後には速やかに完了報告書の提出及び地目変更登記等の諸手続を行い、完了させるべきところを、その手続を怠ったため現在に至っておりますので、改めて計画変更を行うものです。

続いて、一体事業として新たに追加となる事業区域について説明します。資料の23ページを御覧ください。議案第3号1番について説明します。

本計画地は、第2種の農地となります。

転用計画につきましては、長屋住宅用用地2棟への転用です。

資料の26ページ、事業計画書を御覧ください。計画施設内容は、長屋住宅木造2階建て2棟18戸及び駐車場24台で、周囲に擁壁、C B 積み及びフェンスを設置する。外部からの土砂の搬出入を行わない。盛土規制法には該当しません。

土地選定理由は、計画地は利便性もよく、賃貸事業に適しているため。賃貸事業によって安定した収益を得るため。高齢になり営農が次第に難しくなってきたため。

地目別面積は、全議案合わせて記載のとおりです。

用排水計画は、上水は県営水道、雨水は雨水貯留浸透施設を設け、オーバーフロー分は新設側溝に放流します。

汚水、雑排水は、合併浄化槽により新設側溝に放流します。

周辺農地への被害防除対策としては、敷地周囲はコンクリートブロック及び擁壁を新設し、土砂等の流出をなくします。また、建物は隣地からの距離を適切に確保し、日照、通風等については配慮した計画としています。

その他、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施したところ、書類等に不備がなく、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、担当3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議 長 続いて、渡邊委員。

渡邊委員 問題ないと思います。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号1番、議案第3号1番について、承認相当及び許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号1番、議案第3号1番は、承認相当及び許可相当とすることに決定しました。

◎議案第4号

議 長 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の5ページをお願いいたします。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第4号について説明】

事務局 以上15件でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第4号1番、2番、3番、4番について関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

2番、石井委員。

石井委員 よろしいでしょうか。2番、石井です。議案第4号1番から第4号4番までについては関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

35ページを御覧ください。議案第4号1番、申請地、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

続きまして、2件目、36ページを御覧ください。申請地、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

続きまして、3件目、37ページを御覧ください。申請地、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

続きまして、4件目、38ページを御覧ください。申請地、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

この以上4件は、同時に事業を行うものでありまして、その内容については全て同様であります。

転用目的は太陽光発電施設用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、着手時期が令和7年10月1日、完了予定日は令和7年10月31日です。

施設の概要は、太陽光パネル188枚、パワーコンディショナー10台です。

続きまして、事業計画書42ページを御覧ください。計画施設内容、弊社は、太陽光発電所を設置し、グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し、重要な社会的課題を解決することを目的とした開発事業を行っております。新たに太陽光発電設備用地を探していたところ計画規模に適した土地であることから、当該申請に至りました。地主の方々は、現在定期的な除草作業により管理しておりますが、今後農業を営む後継者がいないため、土地の管理及び利用が難しいと考えていたようで、弊社の提案を快く受け入れてくださいました。施工につきましては、切土盛土、埋立て等を行わずに整地を行います。また、防犯上の観点から外周にフェンスを設置いたします。パネルが188枚、パワーコンディショナー10台との

ことです。

土地選定理由ですが、土地の広さや形状、環境等、弊社の事業計画に十分な条件を満たしている土地は、当該申請地以外見つかりませんでしたということでした。

地目別面積、用排水計画、防災計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第6担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第6担当区域の塩澤委員。

塩澤委員 特に問題ありません。

議 長 次に、河村委員。

河村委員 特に問題ないと思います。現地を調査したところ、問題はないと思いますが、イノシシですね、イノシシ、もう畑荒らしてしまっていて、畑の周りが穴空いてしまっている。その周りの方々も、大分太陽光が既にいっぱい設置してありました。

議 長 はい。そんなようなことで、ご苦労さまでございました。

それでは、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号1番、2番、3番、4番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第4号1番、2番、3番、4番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第4号5番、6番について関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

2番、石井委員。

石井委員 2番、石井です。議案第4号5番及び4号6番については関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

なお、本件は、令和7年5月の総会において審議がなされた後、申請人の都合により許可申請の取下願が出されたもので、今回改めて申請がなされたものです。参考までに53ページに取下願の理由書を添付しております。

それでは、議案第4号5番、資料の51ページを御覧ください。転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

続きまして、2件目、4号議案、6番、資料の52ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

この2件は、同時に事業を行うものでありまして、その内容については全く同様でございます。

転用目的は、貸車両置場用地への転用です。本計画地は、第2種農地となります。

転用の時期ですが、着手時期は許可後、完了予定日は着工後1か月以内です。

施設の概要は、車両置場81台です。

事業計画、資料の58ページを御覧ください。計画施設内容、申請理由ですが、弊社は千葉県内の市に本店を置き、中古自動車の販売を主な事業としている会社です。現在、記載のA市に2か所、B市に1か所の車両置場を使用していますが、うち、2か所は借地であり、この度返却を要請されています。返却地の駐車台数は84台になりますので、84台程度の車両置場の確保は必須となります。また、当該地は弊社が常時利用するオークション会場にも近くなること、返却2か所の車両置場が1か所に統合されて利便性がよくなること等により、この場所に車両置場を設けたいという申請理由でございます。

計画施設は、車両81台分の車両置場用地です。

造成計画、造成は敷地内においての不陸調整のみとし、申請地外への土砂の搬入、搬出はしないものとする。

土地の選定理由ですが、選定理由は、当該地は記載本店ともさほど離れてなく、常時利用

するオークション会場への便も悪くないこと及び大きさも適当であるためということでございます。

地目別面積、用排水計画、防災計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全部そろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告いたします。

以上で審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議 長 続いて、渡邊委員。

渡邊委員 問題ないと思います。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

山崎委員 よろしいですか。

議 長 はい、どうぞ。

山崎委員 8番、山崎です。4の5のほうが賃借権というのですか、それで賃借料ここに書いてあるのですけれども、その下に土地代金を書いてあって、これはちょっと間違いでしょうか。

議 長 これ、では、事務局、答えて。

事務局 4の6のほうの所有権移転の金額。2件併せてのこれ申請になりますので、おのずと土地代金は4の6のほうの金額の明記です。

山崎委員 4の6のほうの金額がこの土地の代金で、では、これは関係ないということですよ。ね。

事務局 そう、そういうことになります。

山崎委員 4の5に関しては。

事務局 そういうことになります。

山崎委員 はい、分かりました。

議長 よろしいですか。

山崎委員 はい。

議長 ほかに何か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号5番、6番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第4号5番、6番は、許可相当とすることに決定いたしました。

ここでちょっと休憩をしたいと思います。

では、20分まで。

事務局長 3時20分まで休憩にします。

(午後3時08分)

事務局長 それでは、再開いたします。

(午後3時20分)

議長 それでは、始めます。

議案第4号7番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第4号7番について事前審査報告を行います。

資料の73ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請でございます。

申請地、登記簿地目、面積は記載のとおりです。

本計画地は、第2種農地となっております。

転用計画につきましては、機材置場への転用です。

転用の時期は、令和7年8月1日、完了予定が令和7年10月31日となっております。

施設の概要でございますが、機材置場です。次に事業計画となりますが、計画施設内容

は、弊社は神奈川県内の市に本社（自社所有）を有しておりますが、本社の資材置場が飽和状態となっており、今回計画をいたしたところでございます。造成工事につきましては、申請地の畑をならし、砂利敷き整備、雨水は場内に浸透施設を設置します。盛土規制法について許可手続不要の旨、確認済みでございます。

土地選定理由でございますが、当該地は成田空港へのアクセスに優れ、また幹線道路に面しているため交通渋滞に巻き込まれず目的地へ往来でき、周辺には住宅が少ないので騒音等で近隣へご迷惑をかけることも回避できます。そのために選定いたしましたとのことでございます。

地目別面積、用排水計画、隣接所有者への説明状況は、記載のとおりです。

他法令については、他方令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ないと思うのですが、ただ、ちょっと地図見ると下がったところに家が、その隣の隣地に家があって、そこの方は目の前で、何か、その近隣の農地の所有者さんではないのですが、ちょっと家の前ではないかなという気がしました。目の前。

議 長 目の前。隣地があると。

中村委員 はい。

議 長 それは、では、事務局、答えられる。

事務局 一応、農地法の手続上、あくまでも周辺農地への被害状況という決まりになっておりますので、基本的には周りに住んでいる方への説明というところまでは求めてはございません。当然よく我々が窓口でお話しさせていただくのは、後のトラブル防止のために農地

以外の方へも説明はしてくださいというお願いはさせていただいております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

中村委員 はい。ありがとうございます。

議 長 心配するよね。

中村委員 すみません。自分の家の前だったらなって、ちょっと思っただけです。

議 長 ほかに何か。

山崎委員。

山崎委員 隣接農地所有者への説明状況となっているのですが、これ、所有者に説明するのはいいのだけれども、多分作っているのは柴海委員だと思うのですよ、隣接農地。

柴海委員 はい。

山崎委員 だから、そういうところまでは行くには、隣接農地所有者が柴海委員のところに
行くような形を取るのですかね、これ。

議 長 事務局。

事 務 局 すみません、もう一度よろしいですか。

山崎委員 これ、隣接農地所有者への説明ってなっているではないですか。

事 務 局 はい。

山崎委員 だから、隣接農地所有者は実際作ってなくて、作っているのは柴海君なのですよ、あそこ。だから、これ、柴海君のところにも話が行っているのかなとか、そういうちょっと。それは、そこまでは把握する必要ないのですか、事務局としては。

事 務 局 隣接農地所有者への説明状況となっております。

山崎委員 ですよね。

事 務 局 所有者の方を介して、そこでやり取りがなされて、例えば直接耕作者にお話ししてくださいだとか、いろいろそこでやり取りがあったかと思うのですけれども。あくまでも登記簿上の所有者のほうに、まずは説明に行っているかと思います。耕作者というのは把握できていないかと思いますので。

山崎委員 柴海君のところに行きましたか。

柴海委員 いや、来ていないです。はい。すごくやりにくくはなりますよね。

山崎委員 そういうところまで、ちょっと気遣いできないのかね。というか、一生懸命農家
やっている人間が。

議 長 では、事務局。

事 務 局 申請の時点で、我々も、隣がかなりきれいに耕作されている土地というのは把握しておりましたので、その辺、隣接農地に影響を及ぼさないように厳重に対策は講じてくださいというお願いはさせてもらった結果、ブロック２段積みという、かなり資材置場にしては丁寧な対策かなと事務局としては思っておるところでございます。

議 長 ほかに何かありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第４号７番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。

議案第４号７番は許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第４号８番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

８番、山崎委員。

山崎委員 ８番、山崎です。議案第４号８番について、事前審査報告を行います。

資料の89ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請でございます。

本計画地は、第２種農地となっております。

転用計画につきましては、販売車両置場への転用でございます。

転用の時期は転用許可後、完了予定が令和７年10月31日でございます。

施設の概要でございますが、販売用車両置場36台分ということでございます。あと、別紙の計画図を御覧ください。

引き続きまして、事業計画に参ります。事業計画ですが、94ページを御覧ください。譲受人の理由でございますが、現在、中古車自動車販売及び中古二輪者販売を営んでおります。事務所敷地内において中古二輪者置場及び作業所スペースがいっぱいであり、中古車両については、令和５年以降、記載の敷地を購入し駐車していますが、いっぱいになってしまい道路に駐車しなくてはならない状況になってしまっております。今後、さらに購入を拡大するとともに、現在の状況を緊急に改善するために事務所近隣地において、販売車両置場の確保が必要となっております。

譲渡人の事由、父から申請地を相続したが不動産業を営んでおり、農業を営むことがで

きない。周辺に解体事業所や金くず取扱い作業所、中古車販売などが多く、申請地は農地には適していないということでございます。

また、土地選定理由につきましては、販売車両置場について、次の条件で探し選定しました。事業運営上、当社事業所の付近であること。必要な面積として敷地が1,000平米以上であること。近隣に住宅地などがなく、樹木などが少なく、整地費用が安価で済むこと。車両を運搬するトラック等が走行できる道路に面していること。これらの条件に合致し、売買交渉が成立した土地が今回の申請地になるということでございます。

地目別面積は記載のとおりで、申請地に係る農地と一体として利用する農地以外の土地の権利取得見込みはございません。用排水計画、隣接農地所有者への説明状況は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告いたします。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議 長 続いて、渡邊委員。

渡邊委員 問題ないと思います。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号8番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第4号8番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第4号9番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第4号9番について、事前審査報告を行います。

資料の105ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可申請です。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、専用住宅への転用です。本計画地は、第2種農地となります。

転用計画につきましては、専用住宅1棟への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和7年9月1日、完了予定、令和8年3月31日。

施設の概要は、専用住宅、木造2階建てです。

続きまして、108ページの事業計画を御覧ください。計画施設の内容は、事業地は平坦地で若干の切土、盛土が生じますが、外部からの土砂の搬入はありません。また、盛土規制法にも該当しません。隣接地との高低差処理としてブロック積みによる土留めを設置いたします。

土地選定理由は、事業地の周辺状況としましては、既存集落地域であり立地条件及び給排水施設も整備されていることと、千葉ニュータウンも近いことから今後の子育てなどを考えると住宅に適していると判断しました。

地目別面積は、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧のとおりです。

事前審査会におきまして現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類もそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 はい。

続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ないということでしょうけれども。1点確認なのですが、ここについては、

周辺が既に住宅が建っていて、区画整理というか、造成が既に終わっているような感じなのですが、その辺についての問題的なものはないのでしょうか。農地というよりも宅地に、もう造成工事が済んでいるような感じだったのですが。ということは……

議 長 事務局、答えて。

事務局 107ページのちょっと公図を見ていただきたいのですが、確かに委員おっしゃるように、区画整理がもうされて市街化農地になっているように公図上見受けられるかと思うのですが。あくまでも、ちょっと調べていないので何とも言えないのですが、公図上で見ると南側が宅造での開発、北側については、これ2メートルの敷延で1棟1棟専用住宅でやったように見受けられるので、恐らくその残地として今も残っているところが今回申請に出されたのかなと。ちょっとすみません、公図を見ただけなので定かではないのですが。

議 長 湯浅さん、よろしいですか。

湯浅委員 はい、了解いたしました。

議 長 ほかに何か意見ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号9番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第4号9番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第4号10番、11番については関連がありますので、一括審議いたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第4号10番、第4号11番について、関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

資料の115ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可申請です。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、専用住宅への転用です。本計画地は、第2種農地となります。

転用計画につきましては、専用住宅1棟への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和7年9月1日、完了予定、令和8年3月31日。

施設の概要は、専用住宅、木造2階建てです。

続きまして、119ページの事業計画を御覧ください。計画施設の内容は、事業地は平坦地で、若干の切土、盛土が生じますが、外部からの土砂の搬入はありません。また、盛土規制法にも該当しません。隣接地の高低差処理としてはブロック積みによる土留めを設置いたします。

土地選定理由、事業地の周辺状況としましては、既存集落地域であり立地条件及び給排水施設も整備されていることと、千葉ニュータウンにも近いことから今後の子育てなどを考えると住宅に適していると判断しました。

地目別面積は、記載のとおりです。

続きまして、資料の116ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可申請です。農地の転用に伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、専用住宅への転用です。本計画地は、第2種農地となります。

転用計画につきましては、専用住宅1棟への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和7年9月1日、完了予定、令和8年3月31日。

施設の概要は、専用住宅、木造2階建て。

他法令については、他方令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ないと思います。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号10番、11番については、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第4号10番、11番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第4号12番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員 10番、伊藤です。議案第4号12番について事前審査報告を行います。

資料の127ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請でございます。

転用目的は、建築条件付売買予定地への転用でございます。本計画地は、第2種農地となります。

転用計画につきましては、建築条件付売買予定地への転用です。

転用の時期は、着手は許可後、完了は令和10年12月31日です。

施設の概要は、専用住宅12棟。

事業計画書を御覧ください。計画施設の内容、本事業は分譲住宅12区画となります。現状の地盤レベルより最大盛土、1.19メートルにて整地をいたします。本計画の隣地境界線にブロックを設置いたします。特定事業届出書を提出します。盛土規制法については、千葉県県土整備部宅地安全課に相談済みになっております。

土地の選定理由としましては、譲渡人が農地として利用しておりましたが、諸般の理由により農地としての利用をやめることにしました。近隣に住宅地が建ち並んでおり、分譲住宅地として最適な土地として判断いたしました。

地目別面積、用排水計画、防災計画については、記載のとおりでございます。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表どおりであります。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第1担当区域の石橋委員。

石橋委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、小川委員。

小川（幹）委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号12番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第4号12番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第4号13番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

2番、石井委員。

石井委員 2番、石井です。議案第4号13番について、事前審査報告を行います。

資料の149ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、太陽光発電施設用地への転用です。本計画地は、第2種農地となります。

転用の時期は着手時期、許可後、完了予定は令和7年9月30日です。

施設の概要は、太陽光パネル111枚、パワーコンディショナー10台です。

事業計画ですが、154ページを御覧ください。計画施設内容、クリーンエネルギーを使用し、2050年カーボンニュートラルを実現するために太陽光発電設備を設置。活用されていない用地を有効活用していくということです。

事業を行う理由、当該土地は農作業をする人員がおらず、今後も見込みがないため、太陽光発電施設用地として活用する。

造成計画につきましては、埋立て、切り盛りなし、傾斜地ではなく、平地のため土砂流

出対策は不要とのことでございます。

土地選定理由ですが、周囲にも太陽光発電設備があるため、太陽光発電所として向いていると考えました。また、土地所有者様が土地の売却を希望されたためでございます。候補地は、ほかにあったようですが、ここに決定したということでございます。

申請に係る農地と一体として利用する農地以外の土地はありません。

用排水計画、防災計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりでございます。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告いたします。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の決定報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議 長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号13番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第4号13番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第4号14番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員 10番、伊藤です。議案第4号14番について、事前審査報告を行います。

資料の161ページを御覧ください。農地の転用を伴う地上権設定の申請でございます。

転用目的は、太陽光発電施設用地への転用でございます。本計画地は、第2種農地となります。

転用計画につきましては、太陽光発電施設用地への転用です。

転用の時期は、着手予定が許可後、完了予定は7年8月31日。

施設の概要は、太陽光パネルが126枚、パワコンが10台。

事業計画書を御覧ください。計画施設内容は、クリーンエネルギーを使用し、2050年カーボンニュートラルを実現するために太陽光発電設備を設置。活用されていない用地を有効活用していくと。

事業を行う理由、当該土地は農作業をする人員がおらず、今後も見込みがないため、太陽光発電施設用地として活用する。

造成計画、埋立て、切り盛りなし、傾斜地でなく、平地のため土砂の流出対策は不要ということです。

土地の選定理由としましては、日陰になるものがなく、太陽光パネルで効率よく発電できると、周囲にも太陽光発電設備があるため太陽光発電所として向いていると考えました。また、土地所有者様が土地の売却を希望されていたため。

地目別面積、用排水計画、隣地農地所有者への説明状況等は、記載のとおりでございます。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりでございます。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。

書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査いたしましたことを報告いたします。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ないと思います。

議長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号14番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第4号14番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第4号15番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

2番、石井委員。

石井委員 2番、石井です。議案第4号15番について、事前審査報告を行います。

資料の173ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、太陽光発電施設用地への転用です。本計画地は、第2種農地となります。

転用の時期は、着手時期、許可後、完了予定は令和7年9月30日です。

施設の概要は、太陽光パネル168枚、パワコン10台です。

事業計画書を御覧ください。178ページです。計画施設内容、土地選定理由は、先ほどの4号13番とほぼ同じですので、省略いたします。

地目別面積、用排水計画、防災計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。

書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないことを審査したことを報告いたします。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ないです。

議長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ないと思います。

議長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号15番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございます。

議案第4号15番は、許可相当とすることに決定しました。

◎議案第5号

議長 長 日程第7、議案第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の9ページをお願いいたします。

【議案第5号について説明】

事務局 以上3件でございます。

議長 長 事務局の説明が終わりました。

議案第5号1番、2番、3番については関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員 10番、伊藤です。議案第5号1番、議案第5号2番、3番については関連がありますので、一括して審査報告を行います。全て農地法第5条の規定による許可処分の取消願で

ございます。

まず、議案第5号1番につきましては、総会資料の185ページ。この案件は、令和5年12月26日付で所有権移転による太陽光発電施設用地として、農地法第5条の規定により許可を受けたものでございます。

次に、議案第5号2番については、186ページをお開きください。この案件については、令和5年12月26日付で所有権移転による太陽光発電施設用地として、農地法第5条の規定による許可を受けたものでございます。

次に、議案第5号3番については、187ページを御覧ください。この案件は、令和6年4月26日付で所有権移転による駐車場及び資材置場用地として農地法第5条の規定による許可を受けたものでございます。

取消し理由は、太陽光発電設備メンテナンスのため駐車場及び資材置場として農地転用の許可を受けたが、いずれも地元住民の理解が得られなかったため、農地転用の許可取消しをお願いしますとのことでございます。

事前審査会において現地を確認したところ、工事は未着手、農地のままであります。

申請書、書類等不備なく、問題ないと審査したことを報告します。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第4担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第4担当区域の芝倉委員。

芝倉委員 問題ありません。

議 長 続いて、宮内委員。

宮内委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第5号1番、2番、3番について、取消し相当と決定することに賛成の委員の挙手を

求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第5号1番、2番、3番については、取消し相当とすることに決定しました。

◎諮問第1号

議 長 日程第8、諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の10ページをお願いいたします。諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてでございます。本計画案に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によりまして、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第1号について説明】

事 務 局 以上10件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第1号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

諮問第1号について、意見なしと答申することに決定しました。

◎諮問第2号

議 長 日程第9、諮問第2号 地域計画変更（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の25ページをお願いいたします。諮問第2号 地域計画変更（案）に対する意見についてでございます。地域計画変更（案）に対し、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定によりまして、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第2号について説明】

議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

どうぞ。

山崎委員 8番、山崎です。ここも、多分、柴海委員が耕作している場所ではないですか。

柴海委員 はい。そうですね、地主さんから3月ぐらいにお話しがあって、太陽光発電を設置する都合で農地を返却してほしいと。15年くらい借りていたのですが、承諾してお返しする予定です。9月頃までは借りる予定です。非常に使いやすい畑ではあったのですが、今回地域計画の変更として要望が上がってきたので、受け入れざるを得ないのかなとは思います。

議長 事務局どうなの。何か耕作者の意向を尊重できるような手立てはないのか。

事務局 本来ですと、地域計画を策定する最初の段階で、地元の地域の方たちが将来の農業のあり方を見据えた話し合い等を何度も重ねていただき、地域の農業をいかに維持・発展させていくか、次の世代にいかに農地をつないでいくか、熟慮を重ねた上で計画を策定いただきたいという思いはあったのですが、今回の地域計画は時間的な余裕がないということで、国からも取りあえず今年の3月末までに作りなさいということで急いで作成した経緯がございますので、今後、内容については徐々に精査していくということでございます。今回の諮問については、地権者から要望が上がった段階で農政課から意見を求められていますので、ご意見がありましたら伝えさせていただきたいと思います。

柴海委員 意見したいのですが、よろしいですか。

議長 どうぞ。

柴海委員 第2種農地では太陽光発電も条件を整えばオーケーという制約があると思うのですが、それに追加して、例えば地域計画に策定されている場合は、多少何がしかの拒否権ではないですけれども、抑止力が働くようなものがあると安心して農業ができるかなと思うのです。例えば自治体等にもよるのですけれども、例えば群馬県の水上市とかだと、これちょっと聞いた話なのではあるけれども、ここ、太陽光パネルを設置する際に、そこが見える

地主さんとかが全員賛成しないと太陽光設置できないとか、そういった条例もあるらしいので。それは市の条例が絡んでくるとは思うのですけれども。何がしかの栽培をしている人が安心して農業できる法令等が定められていたらいいなとは思いますが。

議 長 事務局、ちょっと時間を割いてみんなの意見を整理したほうがよいのではないかなかなかすぐに意見集約とまではいかないから。

事務局 ただいまの柴海委員のご発言と、地域計画の策定経過のことも踏まえまして、農政課への答申を調整させていただきたいのですが、一度会議を中断いただいてもよろしいでしょうか。

議 長 では、ここで暫時休憩いたします。
4時25分まで。

(午後4時00分)

議 長 それでは、再開いたします。
事務局から答申案を報告させます。

(午後4時25分)

事務局 それでは、取りまとめました答申案についてご報告いたします。

「地域計画は、地域の農業者や関係者等による地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化することを目的に策定され、策定に当たっては、地域で話し合う協議の場を設け、協議の結果を踏まえた計画となっており、計画区域内では、既に、農業を担う者ごとに将来利用する農地が位置づけられ、農地の集約化に向けた取組がなされている農地も存在しているところです。このような策定の経緯を十分鑑みて、地域計画区域の変更（除外）につきましても、策定時同様、地域での話し合いによる見直しのための協議の場を設けるなどし、将来の農業を担う者はもとより、積極的に幅広い関係者などからの意見を十分聴きながら内容変更について協議した上で適宜、見直していくことが必要と考えます。」

以上が、農政課への答申案となります。

議 長 事務局からの報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第2号について、ただいまの案のとおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

諮問第2号については、ただいま決定した案のとおり答申することに決定しました。

◎報告事項

議 長 日程第10、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の26ページをお願いいたします。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第1号について説明】

事 務 局 以上2件でございます。

議 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第11、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の27ページをお願いいたします。報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第2号について説明】

事 務 局 以上1件でございます。

議 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第12、第2小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第2小委員会、山崎委員長より報告をお願いします。

山崎委員 8番、山崎です。第2小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和7年7月4日、第2小委員会において、工事完了報告2件、転用事実確認証明

願2件については、現地確認を行ったところ、計画どおりの工事完了であり、転用事実につきましても確認をいたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

議 長 これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和7年第7回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後4時35分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和7年7月15日

議 長 篠 田 道 雄

署 名 委 員 4 番 五十嵐 義 弘

署 名 委 員 5 番 米 井 絹 恵